

### $CONTENTS\cdots$

◆ご挨拶	P.2	◆コラム・私の趣味
◆ひょうご被害者支援センターシンポシ	ブウム	◆役員の素顔
*パネルディスカッション	P.2~5	◆身近にできる社会貢献活動
◆シンポジウムを終えて	P.6	◆編集後記
◆シンポジウムに参加して思うこと	P.6	
◆「よりそい」ってどんなところ?	P.7	
◆広報活動	P.8~9	ひょうご被害者







P.10

P.11

P.12

P.12



# ご 挨 拶

### ひょうご被害者支援センター 理事長 井 関 勇 司

### ~すべての行動に創意工夫を~

みなさまからのご支援、ご協力により、激動の2020年を乗り切ることができました。心より感謝申し上げます。

コロナ禍のなか、センター体制の見直し、支援活動における面接相談やシンポジウムの開催、また、内部の理事会や財務委員会・広報委員会などにもWEBを活用するなど、センターも大きな変革を余儀なくされた1年でした。

こうした環境下でも犯罪は発生します。昨年開催しましたシンポジウムにおいても、支援活動には 関係機関との連携の重要性が再認識されました。すべての行動に創意工夫が求められる環境下にあり ます。引き続きみなさま方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。





# 令和2年度 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター シンポジウム

# 「刑事事件における未成年被害者の人権」



## パネルディスカッション

#### ●パネリスト

西部 智子氏 弁護士(法律事務所ユノ)・兵庫県弁護士会司法面接制度検討プロジェクトチーム

座長・NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご理事

高橋 朋子氏 弁護士 (姫路さくら法律事務所)・兵庫県弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長

山本 沙弥香 氏 臨床心理士・公認心理師(ひびきこころのクリニック)・兵庫県臨床心理士会被害

者支援担当理事・公益社団法人ひょうご被害者支援センターカウンセラー・兵庫県

警嘱託相談員

遠藤 えりな 公益社団法人ひょうご被害者支援センター事務局長・犯罪被害相談員

公益社団法人全国被害者支援ネットワークNNVS認定コーディネーター

#### ●コーディネーター

家木 祥孝 氏 弁護士(ひょうご法律センター法律事務所)・兵庫県弁護士会犯罪被害者支援委員

会委員長・公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事

# 1.被害時点、被害直後において 聴きとりや意向確認の難しさについて

#### ●臨床心理士から

山本 臨床心理士としては、まず被害者の安全感が確保されているかが重要。特に親権者からの事件では、安全感、安心感の確認が最優先で児童相談所との連携が必要となる。

被害者の生活がより良くなることが大切。事件 化については、被害の打ち明けの後、きちんとし た情報提供後に求められる。

#### ●支援センターから

遠藤 支援センターでは、被害者が未成年の場合、ほとんどが家族からの相談となるため本当の被害状況がわからないことがある。また、本人に繋がりにくく、本人の意向が確認できない。

18、19歳の社会人や、親元を離れている場合であっても、虐待のケースを除き、親の同意なく単独で弁護士へ依頼することができない。

未成年被害者と親の関係が難しい、親の意向と 本人の意向が違う、親に子どもを守る能力がない、親が弁護士の依頼に消極的、などで相談につながりにくい。親と被害者がうまくいかないこともあり、子どもの権利を守るために、子どもが単独で弁護士に依頼できる制度の拡充が望まれる。また、日弁連委託援助制度も未成年の場合は親の資力によるので、親に資力があれば利用できないことは不公平だ。

#### ●弁護士から

高橋 弁護士が未成年から単独で直接話を聴くのはまずないのが実情で、保護者か別の支援者からの相談が多い。



高橋弁護十

事件直後の相談では、根掘り葉掘り聴かないようにしている。精神的なトラウマを残し、二次被

害を与えたくない。実際に刑事事件になった時、 未成年の供述の信用性が問題になる可能性がある ので、弁護士があまり聴いてしまい、記憶が汚染 されたり、供述を誘導することになってはならな い。できるだけ保護者から聴く。弁護士は依頼を 受けて活動を始めるので、保護者の存在が大き い。

西部 何度も語らせるのは、精神的負担がある。 子どもの意向、子どもなりに理解できる先行きの 見通しを把握するのが、悩ましい問題。学校内の 事件で保護者が加害者を厳しく罰してほしいと 言っても、子ども自身が学校の中でどう暮らして いきたいと思っているか。保護者の話に偏ること が現実問題としてある。保護者が親権者として法 的権限を持って対応している中では、どうしても その意向に添ってしまう。子ども自身の意向確認 をどのようにすべきか悩む。子どもの権利を実現 するのは難しい。

#### ●弁護士のできること(一般論として)

家木 示談交渉、民事裁判の提起等の金銭的賠償を求める活動や捜査機関に被害届を出すための支援、告訴を行う場合もある。事案によってはマスコミ対応や公判への被害者参加の支援も行う。



家木弁護士

#### 2. 捜査段階において

#### ●二次被害と支援体制の現状

**山本** 子どものトラウマ反応は幅広い年齢層でそれぞれの発達段階で異なる。

幼少期から学童期では、行動化、身体化しやすい(赤ちゃん返り・腹痛・頭痛など)思春期には怒りを反抗や自傷で示す。自分の受けた性被害を軽くしたいと思い、同じような被害に遭うことを繰り返す。周囲がよかれと思って言ったことやメディアの取材、学校での環境が二次被害を与え、

PTSDを長引かせ、自責感をさらに強める。捜査段階で、二次被害を与えない聴き方をし、繰り返し聞かないことが必要。また、「一時的にしんどくなるよ」「少しずつ反応は治まるから頑張ろうね」など、できるだけ二次被害を与えないように周りが気を付けることが大切。



山本臨床心理士

遠藤 警察署での事情聴取や再現見分の立ち会い に、希望があれば支援員が付き添う。長時間にわ たり、事件のことを話し、見聞きするのは大きな 負担になる。

警察に行くこと自体ハードルが高く、捜査関係者の対応にも傷つけられることもあり、自責感を強めることもある。被害内容を親に聞かれたくない、親の前では話せない、でも一人で聴取を受けるのも不安ということで支援員の同席を希望される。

#### ●司法面接とその課題

西部 司法面接は、法的な判断のために使用する ことのできる精度の高い情報を、被害者の心理的 負担に配慮しつつ得るための面接法。

多数回の聴取は、トラウマの原因となる(精神的負担や心理的負担になるので配慮が必要)。子どもや障害を持つ人は暗示や誘導にかかりやすい特性があり、専門家から事情聴取していくことで供述の信用性を高めることを意図した面接である。

2015年、厚労省、最高検、警察庁の通知は、 三者が共同して面接、あるいは代表者が子どもに 配慮して事情聴取をしようというもの。共同面接 の意味は、専門家が聴くだけでなく、多機関が連 携して一緒に聴くことで聴取回数を減らすことが 目的。録音録画は必須で、過程が全て可視化され ている。 子どもを取り巻く状況は、検察、警察、児童相談所の三者だけではない。、子どものケアをする人たちが、司法面接をした後どうなるのかを認識して、情報を共有する。その後の裁判に備えたケアを含め、情報交換を行い多機関の連携の幅が広がればよい。関係者が子どもの負担を軽減できるかが問題。

司法面接の結果は刑事事件で使うのが前提。証拠の取り扱いは裁判で厳密にルール化されている。しかし、加害者の供述によっては法廷に出ざるを得ないこともある。司法面接をすれば証言しなくてよいわけではない。子どもに、面接が済んだら全部終わりと言ったら嘘になる。

司法面接を受ける子どもの意向確認。意義を説明する。子どもは不安を抱えている。話してくれるのは動機付けで違ってくる、喋ってどうなるのか、の説明が担保されることが司法面接の今後の課題だ。



西部弁護士

#### 3. 公判段階における問題点と支援の取組み

**家木** 刑事裁判・公判においても被害者は、証人であり証拠でもある側面が否定できない。

遠藤 加害者が否認すれば、被害者本人の証言を 求められる。遮蔽やビデオリンクで被害者の姿は 見えなくても、声は法廷に聞こえる。被害から時 間がたって生活のリズムを何とかつかみかけた状 況でも、容赦なく法廷に呼ばれる。

証言にあたり、事前の検察庁での証人テストは3~4時間かかることもある。裁判では、どんなことが起こったのか、どうしてそうしたのか、事細かに答えなければならない。加害者の弁護人からも質問される。緊張の中、初対面の弁護人から何を質問されるかわからず、一生懸命答える姿に、なぜこんないやなことを聞かれなければならないのだろうと胸が痛む。被害に遭って怖い思い

をし、さらに裁判でも緊張する状況に置かれる現 実を知ってほしい。



遠藤事務局長

高橋 否認事件となると、被害者の負担は多大になる。刑事事件で被疑者の否認が見えてくると、早い段階から被害者に先の見通しを説明する。

被害者の供述調書、再現写真、司法面接の録音・録画があっても、被疑者が不同意だと法廷に呼ばれ負担は大きい。弁護士としてできることは、どういう状態で尋問されるかを被害者に事前に説明することである。できるだけ捜査機関と連絡を取り、どう進んでいるのか、裁判がどうなるのかを被害者にわかりやすくフィードバックする。支援センターに付き添ってもらう。前もってビデオリンクの部屋を見せてもらい、安心してもらうこともある。

加害者が完全に否認した場合、司法面接の録音・録画が法廷に出てこないこともある。

関係機関と連携し、協力して被害者の尋問の負担を減らす。性被害は、被害者の供述しかないことが多い。

信用性が大事。被害者が負担なく喋れる環境を整えることが大事。

西部 司法面接は、子どもの負担を減らす有効な ツールになる。事情聴取が可視化されると、供述 の誘導が争点にならない。被害が開示から捜査機 関につながるまでの過程は、社会全体にリスクが あり、救えなくなる可能性を認識しなければならない。

学校、病院など、地域ぐるみの理解と取り組みが必要。司法面接の意義も重要だが、支える周りの状況を整えることが重要。

家木 未成年者の特性を考慮した制度の構築、司法面接の導入、進化が望まれる。いかに未成年者の二次被害を抑えることができるかを意識することが必要。

#### 4. 裁判終了後等の支援について

#### ●精神的なケアの必要性について

**山本** 刑事事件終了後、ほっとして症状が出るケースもある。

子どもによっては学童期には理解できず、思春期になって性被害の意味がわかり、症状が出るケースもある。すっきりと大丈夫にならないのが現状。

終了した後、中長期的な継続的な支援が重要。 子どもは話せなくなるとトラウマが強くなる。 「いつでも話していい」と、折にふれて話すこと が大事。いろいろな立場の人が心理的なケアがで きる。

PTSDが残存すると、学校生活が難しい等、元の生活に戻りにくいので、心理的サポート、トラウマ治療が必要。よりよい生活のために必要ならば心理の専門家につないでほしい。二次被害を減らし、子どもの反応、症状が出る期間を少なくする取り組みが必要。刑事事件が終了しても切れ目のないサポートの必要性を認識してほしい。

#### ●加害者との関係が残る場合

西部 被害者と加害者が同じ学校にいる場合、日常生活での細かい調整が必要で、先生方の協力が不可欠。地域全体がどのように理解し対応するかが重要。続いていく問題を関係者で共有していくことが必要になる。

### 5. まとめ

**家木** 被害者が被害を受けた時どのような状態なのかを理解すること、そのうえで関係機関が連携し、対処していくことの重要性をわかってもらえたのではないか。

被害者支援の実務に当たっている弁護士、臨床 心理士、被害者支援センターの実務を知り、問題 点を共有できたことは有意義であった。

未成年者の被害者を対象とした制度が構築されることは、非常に大きな意味を持つ。

### 【シンポジウムを終えて】

### ひょうご被害者支援センター事務局長 遠藤 えりな

センター初の試みとしてのオンライン開催ということで、いつもの準備とは違い、わからないことも多く、みんなであれこれ考えながら進めて参りました。皆様のご協力のもと、無事に開催ができましたこと、心より感謝申し上げます。遠方からのご参加もあり、オンラインならではの良いところもありました。今年の経験を生かして今後も取り組みたいと思います。引き続きご支援、ご協力の程よろしくお願いいたします。

# シンポジウムに参加して思うこと

#### ~相談員として~

☆ 未成年被害者が被害について相談できる環境を整えることが大切だと感じました。未成年被害者の場合、保護者の意向が大きく影響するというお話しがありましたが、支援をしていてもそう感じることがたびたびあります。子どもたちの日常生活に深くかかわる保護者のサポートを大切にしながら、支援に携わっていきたいと思います。

先日、未成年被害者が刑事裁判で証言する際に、精神的な負担を軽減するため公判付き添いに犬の同伴を許可するという記事を読みました。未成年被害者に限らず成人の被害者でも、証人尋問はとても大きな負担になることなので、犬の同伴のほかにも、被害者の緊張が少しでも和らぐような柔軟な対応が認められるようになればいいと思います。

H.T.さん

☆ 加害者が犯罪を否認すれば、被害者は子どもであっても証人として出廷しなければならない。 被害者は、犯罪被害に遭った直後から不安や恐怖と闘い、自責の念に苦しみながら生活しないと いけない。この理不尽さにとても大きな疑問を感じずにはいられません。

孫が誕生した翌年より、相談員をさせていただいています。今回は、その孫の写真を前に視聴しました。大切な子どもたちが、犯罪の被害者にならない社会の実現を強く願いました。

T.N.さん

☆ 少年犯罪の被害に遭ってしまったとき、未成年被害者の負ってしまった犯罪被害が成人加害者の 時より軽いのか?と言えば、軽いことなど決してなくて、犯罪被害に遭った身体的、精神的に受け た傷は加害者が成人であっても未成年であっても変わりません。

被疑者が少年というだけで手厚い保護を受けているのに対し、被害者は、証人であり証拠でもあるということで未成年被害者の方は人権までも守られていないことがあるのが現状と聞きました。

また、被害後に生じる様々な二次被害に苦しめられることもあると言われています。未成年被害者を二次被害から守る為に行われる手法で司法面接が導入されてきているようです。各機関での同じ質問の繰り返しによる被害者の方の負担を軽減するため有効であり今後の進化が望まれると話さ

れていたのを聞き、早く確立されることを願いました。

未成年被害者の経過とともに変わっていく問題点への切れ目のない支援、各機関が連携し未成年被害者の方が早期回復できる支援が必要だと思いました。

A.H.さん

# [よりそい] ってどんなところ?

ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」は、兵庫県が設置した、 ワンストップ支援センターで、性暴力被害を受けた方の相談窓口です。 必要に応じ、無料の法律相談・カウンセリング、医療費助成が提供できます。

#### 2017年4月開設以降の推移

#### \*電話相談

(2020年度は11月まで)

種別	件数				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
強制性交等	163	225	159	51	
監護者性交等	_	_	4	7	
強制わいせつ	39	48	71	193	
監護者わいせつ	_	_	2	5	
その他の性被害	4	60	47	36	
D V	3	6	5	8	
ストーカー	3	19	10	5	
虐待	9	5	0	0	
そ の 他	45	63	42	46	
合 計	266	426	340	351	

#### \*付添い支援

(2020年度は11月まで)

種別	件数				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
警察	1	0	0	2	
医療機 関	1	0	1	0	
弁護士事務所	0	4	6	3	
法律相談(無料)	7	5	12	9	
心理相談(無料)	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	1	
合 計	9	9	19	15	

#### \*面接相談

(2020年度は11月まで)

種別		件 数				
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
法律相談(弁	護士)	7	5	12	9	
心理相談(臨床心	(理士)	18	45	63	41	
犯罪被害相談員	初回	15	18	15	18	
	継続	0	0	0	0	
合 計		40	68	90	68	



よりそいホームページ



よりそい広報グッズ



「よりそい」の先生用保存版シートを、 県下の中学校・高等学校(637校)に 配布しました。

# 私が大切にしている言葉

私たち、産婦人科の医師にとって一番大切なことは、 今、目の前に居る女性患者さんの絶対的な味方であるという事です。

これは、私たちが、産婦人科医としての研修を始めるにあたり、指導教授に、最初に言われた言葉です。 ~ 産婦人科 女性医師~

# 広報 活動

### 犯罪被害者週間(11月25日~12月1日) パネル展示

犯罪被害者等がおかれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施する週間です。「犯罪被害者等基本法」の成立が2004年12月1日であることから、毎年12月1日を最終日とする1週間と定められています。

神戸市 三宮地下「花時計ギャラリー」におけるパネル展示





伊丹市 市立図書館ことば蔵における展示とホンデリングイベント





宝塚市 市役所内でのパネル展示





川西市 市役所「市民ギャラリー」における展示





# 犯罪被害者週間 イベント

### ◆ 明石警察署・明石市による街頭キャンペーン ◆

明石警察署の署員 明石市の職員による明石市大久保町イオン明石ショッピングセンターにおける被害者支援広報啓発キャンペーンに参加しました。





### ◆ 伊丹市 ホンデリングへの取り組み ◆

今年も犯罪被害者週間に市立図書館ことば蔵にてホンデリングイベントを実施しました。今年は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、従来のように寄贈専用カウンターを設け、直接本を受け取るといった方法が難しく、当初はイベントの中止も検討しました。

しかしながら、職員の創意工夫ならびに図書館職員の協力も得て、市民の方が職員と直接対面することなく本を寄贈できるよう無人の受付を設けることで、最後までトラブルなく無事終了することができました。

集まった本は例年に比べて少なかったのですが、同時開催した犯罪被害者支援パネル展示にはたくさんの人が足を止めて見ていただけました。今後も引き続きこのような取り組みを通じ、啓発活動を行ってまいります。





「伊丹市様より寄稿いただきました」



# 「ステイホーム」の過ごし方

### ひょうご被害者支援センター理事 弁護士 明石 葉子

みなさん、ステイホームの時間はどのように過ご しておられますか。

私が何をしているかというと、ケーキ作りです。

ケーキはもとよりお菓子というものをほとんど手作りしたことがなく、特に興味もなかった私でしたが、在宅の時間が長くなり、暇を持て余して、最初にバナナケーキを焼いてみました。

ホットケーキミックスに潰したバナナと卵と牛乳を混ぜて焼くというような簡単なものでしたが、作ってみると、案外おいしい。

だんだん興が乗ってきて、暇さえあればケーキを 作るようになりました。

パウンドケーキ、チーズケーキ、ショートケーキ、チョコレートケーキ、などなど。ゼリーやムースと組み合わせたり、季節の果物を使ったりして、様々なケーキを作りました。

日常生活が徐々に元に戻ってきた今でもブームは

続いていて、最近は タルトにはまってい ます。

写真は、パート シュクレと呼ばれる さっくりとしたタル ト生地に、アーモン



ドクリームを詰めて焼き、カスタードクリームを絞り出して秋の果物をたくさん乗せたフルーツタルトです。

生地もクリームも、すべて手作りです。

いろいろと心配ごとがあるときでも、小麦粉やバターと一緒に混ぜて溶かして焼いて、食べてしまいます。

作ることと食べることで、癒されています。 みなさんも良かったら、まずはバナナケーキか ら、試してみてくださいね。

# 私の趣味

私の趣味は刺繍です。

刺繍にはたくさんの種類がありますが、私が好き なのはクロスステッチです。

×を刺し進めるだけの単純なものです。時間とやる気さえあれば、小学生でもできる簡単なステッチです。

でも、図案通りの作品が出来上がった時は、快感 です。達成感もあります。チクチク刺していると無 心にもなれます。

振り返れば、私は手仕事が超苦手で、家庭科の宿 題は全て母任せでした。そんな人間が60歳を過ぎ てから刺繍にはまるとは、人生おもしろいもので す。おかげで、コロナ自粛中も、退屈せずに過ごせ

## センター相談員 N.N.さん

ました。

写真は、その時に仕上げたプレゼント用ポーチで す (勿論、仕立ては知人に頼んでいます)。下手で

も手芸は作品が形になるので嬉しいです。この先老眼が進むことを考えると、いつまで刺繍を続けられるかわかりませんが、目と手が頑張ってくれる間は、刺繍を楽しみたいと思っています。



# 役員の素顔



本多 修 先生 臨床心理士 武庫川女子大学名誉教授 ひょうご被害者支援センター 副理事長

# 共助の場になることを願って

ドアを開けると外気が冷たく感じる季節になりました。マンションの1階にあるゴミ置き場に袋を出しに行くだけでもマスクをしていないと恥ずかしくなります。室内に戻ってマスクをはずすと口の周りが頼りなく感じてしまいます。寒くなってくるとマスクが冷たい外気を防いでくれるのはありがたいが、しゃべると内側が濡れて気持ち悪くなります。Withコロナは、Withマスクでもあります。この時期に、コロナ下の自粛で仕事が激減した方、事件や事故のために仕事が出来なくなった方にお会いすると、暇をつぶしているような自分が実に申し訳ないと感じてしまいます。

ひょうご被害者支援センターの創設時から「理事の末席を汚しております」と言い続けてまだ坐って

います。私にできることは、理事会に出席することと、カウンセリングを希望された被害者の方に週1回1時間ほど、お会いするだけです。私の微々たる働きによって、被害者個人の方の心が軽くなられたり、少しでも楽になられているとしたら望外の喜びです。センターを構成する一人として、センターの働きのごく一部分でも担うことが出来ればと思います。そして、このセンターに集う多くの方々が、それぞれの立場で共に被害者の方々の支援に役立つことができれば、さらにそれがその人にとっての生きがいや喜びの一端になれば、まさに『共助』の働きになるのではと思います。このセンターがこれからも、多くの人々にとっての共助の場になり続けられることを願って筆を置きます。

(2020年11月記)

# ~「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」にご協力を~

毎月11日、イオンumie(神戸ハーバーランドB1)に当センターの投函箱が設置され、お買い上げのレシートを投函いただくと「レシート金額の1%」がイオン様からの寄付となります。ぜひご協力をお願いいたします。

寄付金額 2019年度 41,900円 2020年度 54,000円をいただきました





# 身近にできる社会貢献活動

#### ※ ポスター掲示

県民の皆様に、センターのことを知っていただくため、ポスター掲示にご協力お願いします。例えば町内の掲示板や公共の建物、ご自宅の外壁等で、団体・個人を問いません。

サイズをご確認の上、事務局へ連絡いただければ送付いたします。

ポスターサイズ (単位mm)

大=A2版(縦594×横420) 中=B3版(縦515×横364)

小=A4版(縦297×横210)





「よりそい」のポスター は中・小サイズのみの 扱いとなります。

#### ※ 金券de支援 ~金券のご寄付が被害者支援活動に~

商品券、古い記念切手や葉書、テレカ、図書カード、旅行券、ビール券、株主優待券(飛行機・鉄道・飲食・レジャー・買い物)などの金券のご寄付をお願いします。



### ※ 社会貢献型自動販売機

清涼飲料の売上の一部が社会貢献活動への寄付に なる自動販売機です。

地域住民や社員・職員など誰もが使 う機会のある身近な自動販売機で社 会貢献に取り組むことができます。



#### ⊗ ホンデリング

### ~本で支援の輪(リング)が 広がってほしいという願い~

読み終わった不用な本、CD、DVDのご寄付をお願いします。(本紙P9に掲載)



#### ◈ 募金箱の設置

募金箱の設置をしていただけるお店や企業のご協力をお願いしています。

#### ※ クリック募金

ひょうご被害者支援センターのホームページにバナー広告を掲載いただき、バナーへのクリック数に 応じてご寄付をいただいています。



#### ※ 遺贈寄付

私の遺産、父母の遺産の一部を犯罪被害者やその ご家族の支援活動に活かしたい。

そんなあなたの想いを、ひょうご被害者支援センター事務局にお気軽にご相談ください。



#### ※ マンスリーサポーター

毎月定額をクレジットカード決済でご支援いただく 継続的なサポーター制度です。



## ◎ 賛助金、寄付金のお支払いにクレジットカードがご利用できます

賛助金、寄付金は付き添いや支援員の育成費用など、被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族をサポートしていくための事業に活用しています

賛助会員 (年会費) 個人 一口 1,000円 (何口でも可)

団体 一口 10,000円(何口でも可)

寄付金 寄付金はいくらからでも結構です

銀行口座へのお振込みや、クレジットカードでのお支払は、 ホームページ【ひょうご被害者】**Q**検索 より手続きをお願いします。

●賛助会費・寄付金は所得控除、税額控除の対象になります。

### 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター電話相談 祝日·8/12~16·12/28~1/4は除く

犯罪被害全般

性暴力被害専用 ワンストップ支援センター ひょうご性被害ケアセンターよりそい

なやみなし

**☎**078-367-7874

☎078-367-7833 火·水·金·土 午前10時~午後4時

月·火·水·金·土 午前10時~午後4時



発行日:2021年1月 発行者:公益社団法人

ひょうご被害者支援センター 事務局:TEL 078-362-7512 URL:https://supporthyogo.org 編集

後記

昨年11月開催のシンポジウムは、初めてのWEB開催でした。県外からも多くの方に参加いただくことができ、被害者支援の輪の広がり実感しました。

New Letterの編集には広報委員の意見を参考に、読みやすさを心掛けています。 みなさまからも読後のご意見・ご感想をいただければ幸いです。